

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第六号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成二十年青森県後期高齢者医療広域連合規則第五号）の一部を次のように改正する

第三条の見出し中「被保険者証」を「資格確認書」に改め、同条第一項中「第十七条第一項」を「第十六条第二項」に、「被保険者証」を「資格確認書」に、「平成二十一年及び平成二十一年から起算して二の倍数の年を経過したごとの年の」を「毎年」に改める。

第十一条中「死亡した被保険者の被保険者証又は被保険者資格証明書及び死亡を証明する書類」を「申請の内容を審査するために必要な書類等」に改める。

第七号様式中「被保険者証記号番号」を「被保険者番号」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年十二月二日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規定による用紙は、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。